

答申書

令和7年3月12日

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会

目 次

■はじめに	1
1 会議の開催経過	
（1）市教育委員会から茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会への諮問事項	2
（2）今期の茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の開催経過	2
2 今期の取組	
（1）今期までの経過	3
（2）今期の取組（概要）	3
3 提言	
（1）はじめに	3
（2）「心のコップ」アンケートの概要	4
（3）「心のコップ」アンケートの論点	4
（4）今後のアンケートへの提言	7
（5）いじめ防止対策推進の基本的な考え方	8
■茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第5期）委員	9

■はじめに

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（以下「調査会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）の施行を受け、いじめの防止等のための対策に関する事項につき茅ヶ崎市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の諮問に応じて調査研究を行い、その結果を答申するために、平成26年12月25日に市教育委員会の附属機関として設置された会議である。

調査会の委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に係る学識経験者5名と、関係行政機関職員、保護者、市立小・中学校長会の代表4名による計9名により構成され、市教育委員会から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場から広く協議してきた。

これまでに、第1期委員から第4期委員までの答申書が提出され、今回、第5期委員による答申書を提出するものであるが、今後も、学校、家庭、地域、市教育委員会、各関係機関・団体が連携しながら、全ての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送られることを期待したい。

1 会議の開催経過

(1) 市教育委員会から茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会への諮問事項

令和5年5月11日付けで、次の件について諮問された。

いじめの防止等のための対策に関する事項について

(2) 今期の茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の開催経過

調査会は、市教委からの諮問を受け、令和5年5月に開催された第1回会議から令和7年1月の第4回会議まで、計4回の会議で協議を重ねてきた。

会議の開催日及び協議題は、次のとおりである。

- ・第1回会議 令和5年 5月11日（木）10時～11時45分
開催場所 茅ヶ崎市役所 分庁舎 F会議室
協議内容 (1) 本市におけるいじめ問題の現状及び対策について
(2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第5期）の調査について

- ・第2回会議 令和5年10月26日（木）10時～11時45分
開催場所 茅ヶ崎市役所 分庁舎 特別会議室
協議内容 (1) 「いじめ防止サミット」について
(2) 次年度の「心のコップアンケート」の取組について

- ・第3回会議 令和6年 5月16日（木）10時～11時45分
開催場所 茅ヶ崎市役所 分庁舎 F会議室
協議内容 (1) 本市におけるいじめ問題の現状及び対策について
(2) 「子どもたちの心の健康を把握するための取組」に関する実態調査の結果について

- ・第4回会議 令和7年 1月16日（木）10時～11時45分
開催場所 茅ヶ崎市役所 分庁舎 F会議室
協議内容 (1) 茅ヶ崎市のいじめの問題に係る状況について
(2) 「第5期答申 提言（案）」について

2 今期の取組

(1) 今期までの経過

調査会（第3期）では、平成30年12月19日付け「茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）」【公表版】（以下「調査報告書」という。）及び茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議による平成31年1月17日付「いじめの重大事態に関する再発防止検討報告書」（以下「検討報告書」という。）の提言を整理し、そのうち、優先的に取り組むべきものを「喫緊の課題」として次の6つにまとめた。

- ① 「チーム学校」としての取組
- ② 専門性をもった支援体制
- ③ 保護者や地域との連携
- ④ いじめ事案に係る適切な記録の取り方、保管等
- ⑤ 事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断
- ⑥ 児童・生徒による主体的な取組の促進

調査会（第4期）では「喫緊の課題」に焦点を当てて活動を行うこととし、次の3つのことについて取り組んだ。

- ・「心のコップ」アンケートの試行（喫緊の課題①、④）
- ・「保護者向けの積極的な情報提供・啓発」の促し（喫緊の課題③）
- ・アサーションに係る委員会からの提言・発信（喫緊の課題①、⑥）

(2) 今期の取組（概要）

今期は、調査会（第4期）に行われた「心のコップ」アンケートの試行結果を踏まえ、今後、「心のコップ」アンケートのような取組を市全体で行うべきかどうかについて議論した。また、その議論の土台とすべく、市内全ての小・中学校を対象に、「学校の「子どもたちの心の健康」把握実態に関するアンケート」を実施した。

3 提言

(1) はじめに

前期（第4期：令和3～4年度）の調査会では、1人1台端末を用いた「心のコップ」アンケート（別紙1）の試行（令和4年9月下旬から約8週間、小学校2校、中学校2校）をした。アンケートは、いじめ等のトラブルに伴う児童・生徒の心理状況を、嫌なことや悲しいこと、つらいことがあると溜まる「心のコップ」の水の量として測定しようとするもので、児童・生徒の心の状況や学校の認知・対応状況を把握・

検証するための基礎資料を得ることを目的としたものである。試行の目的は、児童・生徒や学校の負担感、アンケートの内容の有用性等の検証であった。

今期（第5期：令和5～6年度）の調査会では、令和4年度の試行とそれを受けた意見の集約結果を踏まえ、「心のコップ」アンケートの令和6年度の試行実施前に検討すべき点として、以下の点について議論した。

- ・実施方式
- ・質問内容、その他仕様
- ・実施期間
- ・実施学校数（実施させたい学校の特徴等）

その結果、令和6年度の試行については、一旦、見送ることとなった。

以下、調査会における議論を踏まえつつ、「心のコップ」アンケートの全校実施に向けた論点を整理していくこととする。

（2）「心のコップ」アンケートの概要

予定されている「心のコップ」アンケートの特徴として、以下の点が挙げられる。

- ア. 「1人1台端末」を使用しての実施
- イ. 週一回の頻度での実施（金曜の午後に実施、月曜の午前に結果を学校に返却）
- ウ. Q1の問い：心のコップの現状（水の量）について尋ねるもの
- エ. Q2の問い：心のコップの変化（水の量）について尋ねるもの
- オ. Q3の問い：先生にSOSを発信する1つの機会として尋ねるもの

（3）「心のコップ」アンケートの論点

以下、上記ア～オの順に、再試行や本格実施に向けた、アンケート改良のための論点整理を行う。

ア. 「1人1台端末」を使用しての実施について

この点に関しては、特に異論や疑問は出されていない。紙媒体での実施の手間や経費、結果入力の手間を考えれば、有効な方法と考えられる。ただし、入力した結果（回答）を、誰が処理し（試行時には、市教育委員会）、いつまでに、どのような出力形式で学校（教員）に返すかについては、検討の余地がある。

イ. 週一回の頻度での実施について

教員の立場からは、実施頻度が多くなるほど、実施時間の確保等の負担感が増すことが予想される。ただし、アンケートの有効性が確認され、必要性が納得できる頻度であれば、理解を得ることも可能と思われる。

どの程度の頻度が好ましい（必要である）かは、第一義的には、得られた結果を、どのように活用することで、何を期待するのか、という目的から判断されるべきである。

例えば、何がしかのトラブルで被害感情を抱きながら、教師に訴えることができないでいる児童・生徒を発見し、事態が深刻化しないうちに対応する（児童・生徒に声をかける、相談にのるなど）ことを目的とするならば、そうしたトラブルの発生頻度から考えて、小学校で週に一回の頻度は妥当であろう。ただし、中学校段階になれば、毎週トラブルが起きるとは限らないため、毎週もしくは隔週の頻度での実施も考えられる。

一方、それよりも深刻な、自殺念慮に至るような被害事案の発見が目的ならば、対応が手遅れにならないためには毎週（もしくは毎日）の実施が求められる反面、実際の発生頻度はさほど多くないことが予想される。ほとんどの回は空振りに終わりがねないため、イソップ童話の「オオカミ少年」状態化しかねないという懸念がある。

あるいは、いじめ事案そのものの発見ではなく、いじめの容認につながりそうな学級や学年の雰囲気や、いじめに限らず児童・生徒間のトラブルの発生状況を確認し、PDCAサイクルで改善していくこと（長い目で見た未然防止）を目的とするような場合なら、年に数回の実施で十分と言えるし、本人を特定する必要もない。ただし、質問項目を増やして、多面的に集団の状況を把握する等が求められることになる。

アンケートによって把握したい事態と、その後に求められる対応とを、併せて考えることにより、現実的かつ実用的なアンケートを考えていく必要があるだろう。

ウ．Q1（心のコップの現状）について

この質問は、「⑤あふれそう」と回答するような、かなり追い込まれた児童・生徒を発見し、緊急に対応することを想定したものと考えられる。しかし、前述したとおり、そのように答える児童・生徒は多くない（毎回、出てくるとは限らない）ことが考えられるので、むしろ「④たくさんはいつている」や「③はんぶんくらい」と回答するような児童・生徒に対し、声かけを増やす、相談にのる等に活用することも考えられよう。

ただし、ここで注意すべきは、前者と後者とでは、教員の負担、教員の構え、学校としての体制は全く別物となる点である。前者は、問題を抱えた児童・生徒に緊急に個別対応することが求められるのに対し、後者は、問題を抱えそうな児童・生徒に対し、声かけや会話（教育相談）を増やすことのほか、クラスや学年全体に働きかけることもあり得る。また、後者は、さほど焦ることなく、児童・生徒の様子

を見ながら、教員に余裕のある時に働きかけを行えばよく、アンケートの結果確認も、教員が時間に余裕のある時で構わないのに対し、前者は、授業を後回しにしても対応すべき可能性があり、結果の確認は回答後速やかに行われることが望ましい。集計処理自体も急ぐ必要があり、試行時のように週明けまで待つ余裕はなからう。

データの処理能力を含め、学校や市教育委員会で対応可能な範囲を前提に、前者か後者か、あるいは、その両方かを決めて、アンケートの実施から対応までのシステムを構築することが必要となろう。また、前者か後者かの一方にするならば、「心のコップ」とは別の質問文に変えることも考えられよう。

エ. Q2（心のコップの変化）について

児童・生徒の心理状態の変化を把握する方法としては、①毎回のアンケート結果を個人単位で突合し、前回と今回の差によって把握する方法と、②毎回のアンケートのみで、前回から変化（悪化、変化なし、改善）を回答させる簡易式の方法と、二通り考えられる。

前者の方式は、文部科学省が提供している「健康観察・教育相談アンケート作成マニュアル」

(https://www.mext.go.jp/content/20230711-mext_jidou02-000030865_003.pdf)

でも採用されているもので、後者の方式は、本市で試行しているものになる。回答の精度としては前者、集計の手間がかからないのは後者と言えよう。

方式はともかく、回答に変化があった時は、児童・生徒の心理状況に何がしかの変化をもたらすような何かがあった時と考えて対応を行うことになるが、変化をもたらした要因を尋ねているわけではないので、児童・生徒に直接に話を聞くという対応は必須となる。ウ. で見てきた後者の扱いと重なるもので、声かけを増やす、相談にのる等の対応が必須となる。

オ. Q3（先生にSOSを発信する機会）について

ここで想定されているSOSの緊急度により、この問いを設ける有用性、必要性の判断は分かれることとなろう。自殺念慮のような深刻な事態を想定するならば、週に一回の限られた時間での相談申し込みや、翌週まで処理されないという方式では、手遅れになりかねない。むしろ、24時間対応がなされる「こころの健康相談統一ダイヤル」の周知を徹底する方が有効と考えられる。

一方で、緊急性の低い相談に関しては、この問いを残すことも考えられる。ただし、相談を求めた児童・生徒に対して、他の児童・生徒に知られることなく連絡をとる手段の有無が課題となろう。むしろ、ロイロノートを利用した相談（ただし、

返信は、翌日の始業時以降になる可能性がある旨の周知等は、教員の働き方改革の観点から必要）に代えることも考えられよう。

（４）今後のアンケートへの提言

上で整理したとおり、「心のコップ」をイメージした緊急性の高い事案の発見（早期発見・早期対応）を目的とする場合、①週に１回のアンケート実施では手遅れになる可能性が高い、②現在のデータ処理能力では、理想と考えられる毎日の実施は不可能、③該当するような事案は、一学校で年間数件起きるかどうかと予想されるため、学校（教員）の理解（費用対効果）を得にくい、といった点が考えられる。すなわち、緊急性の高い事案を想定し、それをアンケートで発見する、という方式は、対応が手遅れになりかねないことから、適切とはいいがたい。

そもそも緊急性の高い事案に対して、学校や市教育委員会が２４時間体制で応えられるようにすることは現実的ではないことから、「こころの健康相談統一ダイヤル」等の周知を図る方向の模索（「１人１台端末」から、必要な時に連絡できるように、ホーム画面上のアイコンから連絡できるようにする等）を考える方が現実的と言えよう。

一方、何がしかの心理状況の悪化を窺わせる児童・生徒に対し、声かけを増やす、相談にのる等を行うことを目的とする場合には、①週に１回のアンケート実施であれば、手遅れになる可能性は低い、②週に１回、もしくは隔週に１回の頻度での実施でも効果は期待できる、③該当するような事案は、小学校ではかなりの頻度で起きると予想され、学校（教員）の納得感は高くなる、④週の終わりの反省の報告という方式以外にも、週の初めの意欲の有無の報告という方式も選べる、といった点が考えられる。

ただし、学校が活用しやすい出力結果を準備すると共に（別紙２のデジタル版「心の体温計」の出力結果が参考になる）、その活用を毎週の活動計画に組み込むような対応を学校側にも求めるべきであろう。いじめ事案の発見というよりは、いじめに限らず、児童・生徒間で生じたトラブルに適宜対応していくことにより、深刻ないじめ事案に発展させないための未然防止の方策という位置付けとなろう。

いずれにしても、現行のデータ処理能力では、試行程度の規模であれば対応できるものの、全校での実施に際しては、ある程度自動化した形に発展させることが必要となる。また、全校での活用を促すためには、得られたデータを活用しやすい形で学校に返すことも求められる。そのための費用を予算化することも検討が必要であろう。

ちなみに、現行の「心の健康観察」（業者によって有償で実施するもの）は、いじめの早期発見・早期対応への有効性は高くないと予想されるので、それらの導入を考えるよりも、これまでのアンケートを発展させる方向が望ましいと考えられる。

(5) いじめ防止対策推進の基本的な考え方

最後に、いじめ防止対策の基本的な考え方について、改めて整理しておく。

- いじめ等のトラブル防止や早期の解決・解消に対して基本となるのは、児童・生徒が悩みや困りごとを躊躇なく教職員に相談できる関係である。学校並びに市教育委員会は、そうした関係の構築に尽力する必要がある。
- 教職員には相談しづらい内容や、勤務時間外の緊急性の高い場合もあり得る。学校並びに市教育委員会は、24時間対応の外部の相談先について、児童・生徒並びに保護者に周知する必要がある。
- 児童・生徒の異変については、教職員の日々の観察が欠かせない。学校並びに市教育委員会は、教職員に、児童・生徒と向き合い、寄り添う姿勢を促す必要がある。
- 教職員の観察だけでは気付きにくい事案も想定されることから、「1人1台端末」等によるアンケート等の活用が望まれるが、それらはあくまでも日々の観察の「補助」であって、観察の代わりではない。学校並びに市教育委員会は、教職員がアンケート等の有効性と限界を正しく理解し、日々の観察等がおろそかにならないよう、周知徹底する。

■茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第5期）委員

任期2年

	選出区分	氏名	任期	備考
1	学識経験者 (教育関係)	滝 充	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	国立教育政策研究所
2	学識経験者 (弁護士)	小島 秀一	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	NPO法人 ストップいじめナビ
3	学識経験者 (医師)	長岡 千春	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	茅ヶ崎医師会
4	学識経験者 (心理)	堀 恭子	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	一般社団法人 神奈川県臨床心理士会
5	学識経験者 (福祉)	川村 和美	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会
6	関係行政機関 職員	重野 大輔	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	神奈川県 中央児童相談所
7	保護者	木村 理江	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	茅ヶ崎市 PTA連絡協議会
8	学校長	工藤 裕一郎	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	茅ヶ崎市立小学校長会
9	学校長	南雲 務	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	茅ヶ崎市立中学校長会

*任期途中で所属変更があった委員

	学校長	工藤 裕一郎	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	茅ヶ崎市立中学校長会
--	-----	--------	------------------------	------------

*任期途中で交代した委員

	学識経験者 (医師)	朝倉 新	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	茅ヶ崎医師会
	関係行政機関 職員	瀧本 康二	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	神奈川県 中央児童相談所
	学校長	青柳 和富	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	茅ヶ崎市立小学校長会